

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学情報公開規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学情報公開規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第73号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、<u>法第2条第2項に規定する法人文書</u>をいう。</p> <p>2 この規程において「法人文書ファイル」とは、<u>能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。</u></p> <p>3 省略</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合には、情報公開・個人情報保護室において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第9条第1項に規定する東京農工大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>二 省略</p> <p>三 省略</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第11条 学長は、開示をしない旨の決定等について異議申立てがあったときは、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>2 学長は、法第18条の規定により情報公開審査会に諮問するときは、様式第20号により行い、異議申立てをした者（以下「異議申立者」という。）に対しては、様式第21号により通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、異議申立てに対する決定をしたときは、様式第22号により異議申立者に通知しなければならない。</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「法人文書」とは、<u>公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項に規定する法人文書</u>をいう。</p> <p>2 この規程において「法人文書ファイル」とは、<u>能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合体にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書</u>をいう。</p> <p>3 省略</p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>2 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合には、情報公開・個人情報保護室において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>一 本学が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対し、国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程第2条第3号に規定する東京農工大学法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>二 省略（現行どおり）</p> <p>三 省略（現行どおり）</p> <p>第4条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p>(異議申立て)</p> <p>第11条 学長は、開示をしない旨の決定等について異議申立てがあったときは、<u>必要に応じ委員会の意見を求めるものとする。</u></p> <p>2 学長は、<u>法第18条第2項の規定により、異議申立てに対し、内閣府に置かれる情報公開・個人情報保護審査会</u>に諮問するときは、様式第20号により行い、異議申立てをした者（以下「異議申立者」という。）に対しては、様式第21号により通知しなければならない。</p> <p>3 省略</p>	

<p>第12条 省略</p> <p>附則 省略</p> <p>別表 省略 様式 省略</p>	<p>第12条 省略</p> <p>附則 省略（現行どおり）</p> <p>別表 省略（現行どおり） 様式 省略（現行どおり）</p>	
--	---	--

附則（23規程第25号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。